

ID: 464

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例 第21条		
例規番号	平成18年条例第201号		
<p>【根拠条文】 (分担金の減免) 第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 (2) 前号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる受益者</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市個別排水処理施設条例施行規程第16条の規定による。 (分担金の減免) 第16条 条例第21条の規定による分担金の減免を受けようとする受益者は、決定通知書を受け取った日以降、速やかに管理者に申請しなければならない。 2 管理者は、前項の申請があったときは、別表に掲げる個別排水処理施設整備事業分担金減免基準に基づき、その適否を決定し、当該受益者に対して通知する。 3 分担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日